

介護保険法第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があった。

事業所番号	サービス種類	事業所名	事業所〒	事業所住所	事業所電話	事業所FAX	状態	変更 年月日	申請(開設)者名	申請(開設)者住所	代表者名	代表者職種
3770600306	訪問介護	香川県高齢者生活協 同組合ひだまりさぬき	769-2101	さぬき市志度1376番地 スチュUDENTハウスジイ101	087-814- 2575	087-814- 2576	廃止	R2.11.30	香川県高齢者 生活協同組合	高松市香川町川東下 1190番地1	青梅 スミ江	代表理事